

第30期 中間決算公告

2020 年 12 月 18 日

港区南青山3丁目 10 番 43 号
株式会社 きらぼし銀行
代表取締役頭取 渡邊 壽信

中間貸借対照表（2020 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	671,413	預 金	4,993,168
コ ー ル ロ ー ン	2,729	譲 渡 性 預 金	9,410
買 入 金 銭 債 権	71,779	コ ー ル マ ネ ー	15,499
商 品 有 価 証 券	1,007	債券貸借取引受入担保金	162,447
金 銭 の 信 託	1,132	借 用 金	174,335
有 価 証 券	889,601	外 国 為 替	160
貸 出 金	3,927,112	そ の 他 負 債	32,845
外 国 為 替	16,646	未 払 法 人 税 等	1,038
そ の 他 資 産	47,804	リ ー ス 債 務	2,222
そ の 他 の 資 産	47,804	資 産 除 去 債 務	713
有 形 固 定 資 産	62,437	そ の 他 の 負 債	28,871
無 形 固 定 資 産	4,111	賞 与 引 当 金	1,461
前 払 年 金 費 用	18,176	役 員 賞 与 引 当 金	36
繰 延 税 金 資 産	7,886	株 式 報 酬 引 当 金	105
支 払 承 諾 見 返	5,002	ポ イ ン ト 引 当 金	2
貸 倒 引 当 金	△ 34,714	睡眠預金払戻損失引当金	1,287
		偶 発 損 失 引 当 金	692
		再評価に係る繰延税金負債	1,535
		支 払 承 諾	5,002
		負 債 の 部 合 計	5,397,991
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	43,734
		資 本 剰 余 金	166,173
		資 本 準 備 金	32,922
		そ の 他 資 本 剰 余 金	133,250
		利 益 剰 余 金	72,773
		利 益 準 備 金	8,496
		そ の 他 利 益 剰 余 金	64,277
		別 途 積 立 金	18,100
		繰 越 利 益 剰 余 金	46,177
		株 主 資 本 合 計	282,682
		その他有価証券評価差額金	13,183
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	41
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 1,770
		評価・換算差額等合計	11,454
		純 資 産 の 部 合 計	294,136
資 産 の 部 合 計	5,692,127	負債及び純資産の部合計	5,692,127

中間損益計算書 (2020 年 4 月 1 日から
2020 年 9 月 30 日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経 常 収 益			41,987
資 金 運 用 収 益		29,525	
(うち 貸 出 金 利 息)	(	22,031	)
(うち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(	6,108	)
信 託 報 酬		59	
役 務 取 引 等 収 益		5,749	
そ の 他 業 務 収 益		3,134	
そ の 他 経 常 収 益		3,518	
経 常 費 用			37,727
資 金 調 達 費 用		669	
(うち 預 金 利 息)	(	345	)
役 務 取 引 等 費 用		1,644	
そ の 他 業 務 費 用		34	
営 業 経 費		26,966	
そ の 他 経 常 費 用		8,412	
経 常 利 益			4,259
特 別 利 益			—
特 別 損 失			3
固 定 資 産 処 分 損		3	
税 引 前 中 間 純 利 益			4,256
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		594	
法 人 税 等 調 整 額		972	
法 人 税 等 合 計			1,567
中 間 純 利 益			2,688

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針**1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法**

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 2年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権についての予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される一定の債務者グループに対して追加的な貸倒引当金を計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額が一定金額以上の大口債務者のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産の一次査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が資産の二次査定を実施しております。

なお、一部の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2014年事業年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しては行っておりましたが、2015年事業年度から直接減額を行っておりません。当中間

期末における2014年事業年度末までの当該直接減額した額の残高は998百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当中間期までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12年、14～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（2000年1月31日 日本公認会計士協会）、及び業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（2002年2月13日 日本公認会計士協会。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

当中間期は、預貸金に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定は行われておりません。

また、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

当中間期は、その他有価証券に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定を行っております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 4,355百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 9,483百万円、延滞債権額は 78,742百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 397百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,648百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 95,270百万円であります。
 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、20,825百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、20,844百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産

有価証券	425,019百万円
貸出金	29,184百万円

 担保資産に対応する債務

預金	6,042百万円
債券貸借取引受入担保金	159,286百万円
借入金	103,000百万円

 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 22百万円、指定金融機関等の取引の担保として、その他の資産 44百万円を差し入れております。
 また、その他の資産には、保証金 3,419百万円、金融商品等差入担保金 1,959百万円及び中央清算機関差入証拠金 26,067百万円が含まれております。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、885,509百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 864,626百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号、第2号及び第4号に定める公示価格及び基準地標準価格に基づいて合理的な調整を行って算出しております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額
35,939百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は、64,988百万円であります。
13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、8.61%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 27百万円及び株式等売却益 3,190百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 4,572百万円、株式等売却損 59百万円及び債権売却損 2百万円を含んでおります。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（2020年9月30日現在）
該当事項はありません。
2. 子会社・子法人等株式及び出資金並びに関連法人等株式（2020年9月30日現在）
子会社・子法人等株式及び出資金並びに関連法人等株式で時価のあるものではありません。
（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び出資金並びに関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式 及び出資金	4,355

3. その他有価証券（2020年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	17,356	8,932	8,424
	債券	475,013	466,322	8,690
	国債	165,124	159,481	5,643
	地方債	54,054	53,405	648
	社債	255,834	253,435	2,398
	その他	236,092	227,517	8,574
	小計	728,463	702,772	25,690
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	5,307	7,150	△ 1,843
	債券	106,379	107,786	△ 1,407
	国債	15,693	15,935	△ 241
	地方債	5,370	5,383	△ 12
	社債	85,315	86,468	△ 1,152
	その他	90,248	94,504	△ 4,255
	小計	201,935	209,441	△ 7,506
合計		930,398	912,214	18,183

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	3,638
組合出資金	22,987
合計	26,626

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

中間決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（2020年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2020年9月30日現在）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	8,721	百万円
退職給付関係	2,662	
有価証券償却	1,061	
税務上の繰越欠損金(注)	1,033	
減価償却	824	
その他	4,458	

繰延税金資産小計	18,761	
----------	--------	--

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—	
--------------------	---	--

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 4,476	
-----------------------	---------	--

評価性引当額小計	△ 4,476	
----------	---------	--

繰延税金資産合計	14,284	
----------	--------	--

繰延税金負債

有価証券関係	561
資産除去債務関係	69
その他有価証券評価差額金	5,748
その他	18

繰延税金負債合計	6,397
----------	-------

繰延税金資産の純額	7,886	百万円
-----------	-------	-----

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間 (2020 年 9 月 30 日)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合 計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	390	493	117	—	31	1,033
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	390	493	117	—	31	(b) 1,033

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得が見込まれることから回収可能と判断しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 19,795 円 70 銭

1 株当たりの中間純利益金額 180 円 92 銭

潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

第30期 中間決算公告

2020年12月18日

港区南青山3丁目10番43号
株式会社 きらぼし銀行
代表取締役頭取 渡邊 壽信

中間連結貸借対照表 (2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	671,622	預 金	4,980,724
コールローン及び買入手形	2,729	譲 渡 性 預 金	6,000
買 入 金 銭 債 権	71,779	コールマネー及び売渡手形	15,499
商 品 有 価 証 券	1,007	債券貸借取引受入担保金	162,447
金 銭 の 信 託	1,132	借 用 金	174,335
有 価 証 券	886,169	外 国 為 替	160
貸 出 金	3,927,606	そ の 他 負 債	39,860
外 国 為 替	16,646	賞 与 引 当 金	1,477
そ の 他 資 産	47,861	役 員 賞 与 引 当 金	36
有 形 固 定 資 産	62,488	株 式 報 酬 引 当 金	105
無 形 固 定 資 産	4,322	退職給付に係る負債	65
退職給付に係る資産	14,770	役員退職慰労引当金	2
繰 延 税 金 資 産	9,164	ポ イ ン ト 引 当 金	2
支 払 承 諾 見 返	5,002	睡眠預金払戻損失引当金	1,287
貸 倒 引 当 金	△ 35,515	偶 発 損 失 引 当 金	692
		再評価に係る繰延税金負債	1,535
		支 払 承 諾	5,002
		負 債 の 部 合 計	5,389,236
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	43,734
		資 本 剰 余 金	166,526
		利 益 剰 余 金	78,192
		株 主 資 本 合 計	288,454
		その他有価証券評価差額金	13,183
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	41
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 1,770
		為 替 換 算 調 整 勘 定	5
		退職給付に係る調整累計額	△ 2,362
		その他の包括利益累計額合計	9,096
		純 資 産 の 部 合 計	297,550
資 産 の 部 合 計	5,686,787	負債及び純資産の部合計	5,686,787

中間連結損益計算書 (2020 年 4 月 1 日から
2020 年 9 月 30 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		42,337
資 金 運 用 収 益	29,496	
(うち 貸 出 金 利 息)	(22,040)	
(うち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(6,069)	
信 託 報 酬	59	
役 務 取 引 等 収 益	6,110	
そ の 他 業 務 収 益	3,157	
そ の 他 経 常 収 益	3,514	
経 常 費 用		37,629
資 金 調 達 費 用	669	
(うち 預 金 利 息)	(345)	
役 務 取 引 等 費 用	1,282	
そ の 他 業 務 費 用	47	
営 業 経 費	27,261	
そ の 他 経 常 費 用	8,368	
経 常 利 益		4,708
特 別 利 益		—
特 別 損 失		6
固 定 資 産 処 分 損	6	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		4,702
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	744	
法 人 税 等 調 整 額	996	
法 人 税 等 合 計		1,740
中 間 純 利 益		2,961
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益		2,961

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 8 社

会社名

きらぼし信用保証株式会社

八千代信用保証株式会社

きらぼしサービス株式会社

きらぼしビジネスサービス株式会社

株式会社きらぼしクレジットサービス

きらぼしテック株式会社

綺羅商務諮詢（上海）有限公司

KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED

② 非連結の子会社及び子法人等 2 社

東京神奈川イノベーション応援 1 号投資事業有限責任組合

A & K C メザニン・ファイナンス 1 号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

（非連結の子会社及び子法人等の設立）

2020 年 8 月 31 日付で A & K C メザニン・ファイナンス 1 号投資事業有限責任組合を設立しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2 社

東京神奈川イノベーション応援 1 号投資事業有限責任組合

A & K C メザニン・ファイナンス 1 号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

（持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等の設立）

2020 年 8 月 31 日付で A & K C メザニン・ファイナンス 1 号投資事業有限責任組合を設立しております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9 月末日 6 社

② 海外の連結される子会社及び子法人等については、中間決算を行っておりませんが、9 月末現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。またその他の連結される子会社及び子法人等については、中間連結決算日の中間財務諸表により連結しております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により

行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6 年～50 年
その他	2 年～20 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注先債権に相当する債権についての予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される一定の債務者グループに対して、追加的な貸倒引当金を計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産の一次査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が資産の二次査定を実施しております。

なお、一部の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2014年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、2015年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当中間連結会計期間末における2014年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は998百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

- (6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

- (7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

- (8) 株式報酬引当金の計上基準
株式報酬引当金は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (9) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員並びに役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (10) ポイント引当金の計上基準
ポイント引当金は、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- (11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- (12) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- (13) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12、14～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理
なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (15) 重要なヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（2000年1月31日 日本公認会計士協会）、及び業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（2002年2月13日 日本公認会計士協会。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
当中間連結会計期間は、預貸金に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定は行われておりません。
また、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。
その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
当中間連結会計期間は、その他有価証券に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定を行っております。
なお、連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計の対象となる取引を行っておりません。
- (16) 消費税等の会計処理
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）954百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 9,549百万円、延滞債権額は 79,148百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 397百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,648百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 95,743百万円であります。
 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、20,825百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、20,844百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産

有価証券	425,019百万円
貸出金	29,184百万円

 担保資産に対応する債務

預金	6,042百万円
債券貸借取引受入担保金	159,286百万円
借入金	103,000百万円

 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 22百万円及び、指定金融機関等の取引の担保として、その他資産 44百万円を差し入れております。
 また、その他資産には、保証金 3,423 百万円、金融商品等差入担保金 1,959 百万円及び中央清算機関差入証拠金 26,067 百万円が含まれております。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、885,509百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 864,626百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日
 1998年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号、第2号及び第4号に定める公示価格及び基準地標準価格に基づいて合理的な調整を行って算出しております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 36,054 百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 64,988 百万円であります。
13. 銀行法施行規則第17条の5第1項3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、8.79%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 28百万円及び株式等売却益 3,190百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却 0百万円、貸倒引当金繰入額 4,525百万円、株式等売却損 59百万円及び債権売却損 2百万円を含んでおります。
3. 中間包括利益 6,396百万円

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	671,622	671,622	—
(2) 買入金銭債権	71,779	71,779	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	1,007	1,007	—
(4) 金銭の信託	1,132	1,132	—
(5) 有価証券 その他有価証券	858,619	858,619	—
(6) 貸出金 貸倒引当金(※1)	3,927,606 △ 34,379 3,893,226	3,914,742	21,515
資産計	5,497,388	5,518,904	21,515
(1) 預金	4,980,724	4,980,725	0
(2) 債券貸借取引受入担保金	162,447	162,447	—
(3) 借入金	174,335	174,335	—
負債計	5,317,507	5,317,508	0
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	97	97	—
ヘッジ会計が適用されているもの	59	59	—
デリバティブ取引計	157	157	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、() で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、及び、残存期間が短期間（1年以内）の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が1年超の預け金については、取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、公共工事債権信託受益権の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これら以外の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。信託受益権以外については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳

簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、日本証券業協会発表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、ファンド運営会社から提示された価格、デリバティブ取引については取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会発表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価額又は証券投資信託委託会社が提供する基準価額等によっております。自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算出された現在価値を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する自行保証付私募債については、時価は中間連結決算日における保証等に基づき算定した回収可能見込額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率、もしくは、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用されている金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は割引現在価値により算定し、貸出金の時価に含めております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金、定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率(期末月の実績値)を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率等で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション）及び株式関連取引（株価指数先物、株価指数オプション）であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価額によっております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（５）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (※１) (※２)	3,608
② 組合出資金 (※３)	23,942
合 計	27,550

（※１） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（※２） 当中間連結会計期間において、減損処理は、ありません。

（※３） 組合出資金のうち、裏付資産及び組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

１．満期保有目的の債券（2020年９月30日現在）

該当事項はありません。

２．その他有価証券（2020年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	株式	17,356	8,932	8,424
	債券	475,013	466,322	8,690
	国債	165,124	159,481	5,643
	地方債	54,054	53,405	648
	社債	255,834	253,435	2,398
	その他	236,092	227,517	8,574
	小計	728,463	702,772	25,690
中間連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの	株式	5,307	7,150	△ 1,843
	債券	106,379	107,786	△ 1,407
	国債	15,693	15,935	△ 241
	地方債	5,370	5,383	△ 12
	社債	85,315	86,468	△ 1,152
	その他	90,248	94,504	△ 4,255
	小計	201,935	209,441	△ 7,506
合計		930,398	912,214	18,183

３．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

中間連結決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (2020年9月30日現在)
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2020年9月30日現在)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	20,025円 50銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	199円 30銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。